

仕 様 書

富山産業展示館新展示場増築工事に係る入札及び契約の手續等については、関係法令及び入札公告に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 入札参加資格に関する事項

(1) 共同企業体の名称

3社の商号又は名称（略称不可）を前に、工事名（略称不可）を後にすること
（例：（株）A建設と（株）B工業と（有）C建築との共同企業体の場合 → 「A建設・B工業・C建築富山産業展示館新展示場増築工事共同企業体」）

(2) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び添付書類

公告の3によるものとする。

(3) 類似工事の発注機関が発行する施工証明願

様式第2号の（注）に規定する「施工実績を証明する書類」のうち、発注者の発行する施工証明については様式第4号を使用すること。ただし、発注者において様式が定められており、当該様式の記載項目が様式第4号の記載項目を含むものである場合は、当該発注者が定める様式でよい。

2 入札の方法等に関する事項

(1) 入札の方法

入札は、公告の9によるものとする。なお、入札書の記載に当たっては、代表者及び構成員のそれぞれが記名押印すること。

(2) 工事費内訳書

公告10の(3)により様式を入手し、作成すること。

3 契約保証金

落札者は、この工事の契約と同時に、契約の保証を付すことが必要である。

(1) 保証方法及び提出書類

次の表の①から⑤までのいずれかによるものとし、同表の右欄に掲げる書類を一般財団法人富山産業展示館 管理事務室に提出すること。

保証方法	提出書類
①契約保証金の納付 (管理事務室で納付書の発行を受けること。)	領収証書の写し
②利付国債の提供 (管理事務室に持参すること。)	受領証書の写し
③金融機関又は前払金保証事業会社の保証	保証（証）書
④公共工事履行保証証券による保証	公共工事履行保証証券
⑤履行保証保険契約の締結	履行保証保険証券

(2) 保証の額

契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の額とする。ただし、調査基準価格に満たない価格で契約する場合は契約金額の 100 分の 30 に相当する額以上の額とする。

(3) 還付手続等

工事目的物の引渡し後、①及び②にあつては還付を、③の金融機関の保証にあつては保証書の返還を管理事務室に請求すること。

4 契約締結の日

落札決定した日から 7 日以内（休日を除く。）の日